

りそな企業年金研究所

りそな年金トピックス

(旧名称「りそな年金FAX情報」)



《確定拠出年金関係》

平成23年10月17日

確定拠出年金の政省令改正に係るパブリックコメントの開示について

確定拠出年金における従業員拠出（マッチング拠出）の導入等を柱とした年金確保支援法（国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律）につきましては、本年8月4日付で可決・成立した旨を同日付の「りそな年金FAX情報」にて既にご案内させていただきました。

(<http://www.resona-gr.co.jp/resonabank/nenkin/info/topics/pdf/20110804.pdf>)

このたび、従業員拠出等の実施に係る詳細を規定した政省令の概要案がパブリックコメント手続きにより公開されましたので、その概要をご案内いたします。詳細につきましては、厚生労働省のホームページをご参照下さい。

(http://www.mhlw.go.jp/houdou_kouhou/sanka/public/)

記

1. 確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号）の一部改正について

(1) 個人別管理資産額の算定方法の変更【第1条】

個人別管理資産（企業型年金加入者等に支給する給付に充てるべきものとして、企業型年金または個人型年金において積み立てられている資産）の額の算定基礎に、「企業型年金加入者掛金」（＝従業員拠出）が新たに追加されます。

(2) 事業主への返還資産額の取扱い【第2条】

勤続期間3年未満で企業型年金の加入資格を喪失した場合にその者に係る事業主掛金を事業主に返還する取扱いを定める場合、当該事業主に返還する額（返還資産額）は、原則として事業主掛金相当額（個人別管理資産額が事業主掛金相当額より少ないときは当該個人別管理資産額）とされています。

今般、企業型年金加入者掛金を拠出した者については、返還資産額には企業型年金加入者掛金を含まないこととされました。具体的には、上記の事業主掛金相当額との比較に用いる個人別管理資産額は、事業主掛金を原資とする部分に限定することとされました。

(3) 規約を承認する際の基準の変更【第6条】

企業型年金規約の承認基準のうち、企業型年金加入者掛金に係る要件として以下の事項が新たに追加されます。

- ①企業型年金加入者掛金の額の決定または変更方法が、特定の者について不当に差別的なものでないこと。
- ②企業型年金加入者掛金は、前納および追納ができないこと。

- ③企業型年金加入者掛金の額は、原則として年 1 回に限り変更可能であること。ただし、以下の場合を除く。
- (イ) 事業主掛金の額の引下げにより事業主掛金の額が企業型年金加入者掛金の額を下回ることとなったため、企業型年金加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えないよう変更する場合
 - (ロ) その他厚生労働省令に定める場合（→下記 2. (1) 参照）
- ④企業型年金加入者掛金の額の決定または変更方法が、事業主によって不当に制約されるものでないこと。

2. 確定拠出年金法施行規則（平成 13 年厚生労働省令第 175 号）の一部改正について

(1) 企業型年金加入者掛金の変更回数の特例【第 4 条の 2】

企業型年金加入者掛金の額は原則として年 1 回に限り変更可能ですが、以下の場合には変更回数の制約を受けないこととされています。

- ①事業主掛金の額の引上げにより事業主掛金の額と企業型年金加入者掛金の額との合計額が企業型年金の拠出限度額を上回ることとなったため、当該合計額が拠出限度額を超えないよう変更する場合
- ②企業型年金規約の変更により企業型年金加入者掛金の額が変更後の規約に定める額に該当しなくなったため、当該規約に定める額に変更する場合
- ③企業型年金加入者掛金の額を零に変更する場合
- ④企業型年金加入者掛金の額を零から変更する場合

(2) 資産管理契約の要件の追加【第 8 条】

資産管理契約について定める要件の一つとして、信託金、保険料または共済掛金として払込む掛金に「企業型年金加入者掛金」が新たに追加されます。

(3) 企業型年金加入者等原簿の記載事項の追加【第 15 条】

企業型年金加入者等原簿に記載する事項として、「企業型年金加入者掛金の額」ならびに「事業主掛金および企業型年金加入者掛金の総額」の実績が新たに追加されます。

(4) 事業主から企業型記録関連運営管理機関への掛金額の通知【第 17 条】

企業型年金加入者掛金額の企業型記録関連運営管理機関への通知は、事業主掛金と同様に、当該掛金を資産管理機関に納付する日までに行うこととされています。

(5) 企業型記録関連運営管理機関から加入者等への通知事項【第 21 条】

企業型記録関連運営管理機関から加入者等への通知事項として、前期日から今期日までには拠出された各月ごとの「企業型年金加入者掛金の額」ならびに「事業主掛金および企業型年金加入者掛金の総額」が新たに追加されます。

以 上